



基発第0410011号

平成14年 4月10日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

地域別最低賃金額の表示単位期間の見直しについて

地域別最低賃金額の表示単位期間については、最低賃金の決定の前提となる基本的事項の一つであるが、本年4月2日、中央最低賃金審議会において了承された中央最低賃金審議会時間額表示問題全員協議会報告(以下「全協報告」という。)により、時間額単独方式への移行についての考え方が整理されたところである。

全協報告の地方最低賃金審議会に対する伝達については、既に平成14年4月2日付け基発第0402003号により指示しているところであるが、今後は、全協報告において示された方向に沿って最低賃金行政を推進することとするので、下記により、その趣旨を十分理解の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

また、その実施に当たっては、これまで長年にわたり地域別最低賃金額が日額及び時間額で表示されてきた経緯にかんがみ、今般の全協報告の周知に努める等により、労使を始めとする関係者の理解と協力の下に、地域別最低賃金額の表示単位期間の時間額単独方式への移行が円滑に進むよう努められたい。

なお、本通達の施行に伴い、昭和57年3月31日付け基発第217号「今後の最低賃金行政の推進について」記の第4を廃止する。

記

1 地域別最低賃金額の表示単位期間について

全協報告において、賃金支払形態、所定労働時間などの異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の観点や就業形態の多様化への対応の観点、さらにはわかりやすさの観点から時間額単独方式への移行を急ぐべきとされたところであり、貴職におかれては、次の方針により時間額単独方式への移行を円滑に進められたい。

- (1) 時間額単独方式への移行に当たっては、現在定められている最低賃金額の時間額からの移行を基本とすること。
- (2) 各地方最低賃金審議会において、最低賃金額の日額と時間額が地域の実情を踏まえて定められてきたことにかんがみ、直ちに(1)により移行することが困難な地域においては、移行に向けての検討及び準備のための期間として設けられた期間を利用して、必要な準備を行うこと。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、地方最低賃金審議会等において公労使各側の意向を確認しつつ、その合意を得て、遅くとも平成16年度の地域別最低賃金改正時から時間額単独方式に移行するよう努め、移行後は日額による表示は行わないこと。

なお、時間額単独方式への移行時期について、公労使各側の合意が得られ次第、本省へ報告されたい。

2 地域別最低賃金の金額改定に係る目安の表示方法について

今後の目安の表示方法については、多くの地域において平成14年度から時間額単独方式に移行が進められることを念頭において、平成14年度以降、時間額で各ランクごとの引上げ額を示すこととしており、日額による目安は示されないことに留意されたい。